

令和8年4月1日
環境政策課

「富山県手数料条例」が改正され、令和8年7月1日より、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録・許可申請の手数料が改定されます。

富山県手数料条例の一部を改正する条例が令和8年7月1日に施行されることにより、下記手続きの手数料が令和8年7月1日より、改定となります。

〈注意事項〉

富山市内の事業所における登録・許可業については、富山市廃棄物対策課のホームページでご確認ください。

手続名	令和8年6月30日まで に申請する場合	令和8年7月1日以降に 申請する場合
	現行額	改定額
自動車リサイクル法第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請（新規）	4,000円	4,200円
自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請	3,500円	3,600円
自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請（新規）	5,000円	5,100円
自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請	4,000円	4,200円
自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請（新規）	78,000円	81,500円
自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請	70,000円	73,300円

手続名	令和8年6月30日まで に申請する場合	令和8年7月1日以降に 申請する場合
	現行額	改定額
自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請（新規）	84,000円	87,900円
自動車リサイクル法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請	77,000円	80,600円
自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業範囲の変更許可の申請	67,000円	69,600円

お問い合わせ先

富山県生活環境文化部環境政策課

〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング8階

電話番号：076-444-3140

ファックス番号：076-444-3480